

Ⅳ 平成29年分の給与の源泉徴収事務

年末調整が終わり、税金の過不足額の精算や納付などを済ませますと、平成28年分についての給与の源泉徴収事務は全て終了したことになります。

これからは、平成29年分の給与の源泉徴収事務の開始に当たり必要な事柄などについて説明します。

1 平成29年から変わる事項

1-1 扶養控除等（異動）申告書等に記載するマイナンバー（個人番号）に関する改正

平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について、給与等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者、扶養親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿^{（注）}を備えているときは、その提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された者に係るマイナンバー（個人番号）の記載を要しないこととされました。

- ① 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ③ 退職所得の受給に関する申告書
- ④ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

（注） 上記①から④の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。